

天理市公告 第 12 号

天理市前栽町地域内（前栽町③）及び天理市南六条町地域内（南六条町①）の土地について国土調査法による地籍調査を行い、
地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。
なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和 5 年 2 月 21 日

天理市長 並 河



記

1. 地図及び簿冊の名称 天理市前栽町地籍図原図
天理市前栽町地籍簿案
天理市南六条町地籍図原図
天理市南六条町地籍簿案
2. 閲覧期間 令和 5 年 2 月 21 日（火）から
令和 5 年 3 月 20 日（月）まで 28 日間
（上記期間の内、2 月 26 日（日）・3 月 5 日（日）・11 日（土）・12 日（日）・
18 日（土）・19 日（日）については閲覧業務を行わない。）
3. 閲覧時間 午前 9 時から午後 4 時まで
閲覧場所 天理市役所 3 階 監理課 地籍調査係

ただし、閲覧期間の内、次の表の日程においては、記載の閲覧時間及び閲覧場所にて行う。

閲覧日時		閲覧場所
2月21日（火）から 2月23日（木）まで	午前 9 時から午後 4 時まで	南六条町元六条公民館
2月24日（金）・ 2月25日（土）及び 2月27日（月）	午前 9 時から午後 4 時まで	南六条町元柳生公民館
3月3日（金）・ 3月4日（土）及び 3月6日（月）	午前 9 時から午後 4 時まで	前栽会館

4. 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
5. 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
6. 誤り等訂正の申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。